

公庫金利情報(平成21年2月16日現在) ■普通貸付 2.4%(年利率) ■経営改善貸付 2.1%(年利率)

ご存知ですか? 中小企業の事業承継税制が変わります!

【改正前】非上場株式にかかる相続税10%軽減措置

＜対象会社＞
発行済株式総額20億円未満の会社
＜軽減対象の上限＞
相続した株式のうち、発行済議決権株式の3分の2又は評価額10億円までのいずれか低い金額。



先代経営者が所有していた株式の評価額 } 90%に相続税を課税

【改正後】非上場株式にかかる相続税80%納税猶予

＜対象会社(平成20年10月1日以降)＞
中小企業基本法上の中小企業
＜軽減対象の上限＞
評価額による上限は撤廃!



20%に相続税を課税

※発行済議決権株式総数の3分の2までという要件については変更なし。

○計画的な承継に係わる取組(後継者の確定、株式の承継等)に関する経済産業大臣の承認を受けること。

【後継者の要件】

○会社の代表者であること。
○相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族関係者内で筆頭株主となる場合。

被相続人
(経営者)

相続により株式を取得

(生前贈与の場合も、一定の条件を満たせば、贈与税の全額を納税猶予することが可能)

相続人
(後継者)



認定

経済産業大臣

【先代経営者の要件】

○会社の代表者であったこと。
○被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族関係者内で筆頭株主であったこと。

【経済産業大臣によるチェック】

○5年間の事業継続
○雇用の8割以上を維持
○会社の代表者であること
○相続した対象株式の継続保有

【認定対象会社の要件】

○中小企業基本法上の中小企業であること。
○非上場会社であること。
○資産管理会社に該当しないこと。

5年間

【猶予税額が免除される場合】

対象株式を保有していれば、納税猶予は継続され、次の場合には猶予税額が免除される。

○後継者が死亡した場合
○会社が破産又は特別清算した場合
○対象株式の時価が相続時の時価を下回る中、当該株式を譲渡した場合。(時価を超える部分に対応する猶予税額に限る。)
○次の後継者に対象株式を一括贈与した場合まで保有し続けた場合。

本制度の利用に関する認定申請は、全国9カ所の地方経済産業局で受け付けております。まずは、商工会まで!